

福岡県公報

平成23年9月16日
第3306号

目次

告示(第1533号-第1553号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 6
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○農業振興地域の区域の変更	(農山漁村振興課) …………… 7
○国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更	(農山漁村振興課) …………… 9
○漁業共済の加入区の設定の一部変更	(漁業管理課) …………… 9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 9
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 10

公 告

○建設業の営業の一部停止	(建設指導課) …………… 10
○建設業の営業の一部停止	(建設指導課) …………… 11

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(市町村支援課) …………… 11
○政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課) …………… 12
○政治団体の解散届	(市町村支援課) …………… 15
○資金管理団体の指定届	(市町村支援課) …………… 16
○資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課) …………… 16
○資金管理団体の指定取消届	(市町村支援課) …………… 17

公安委員会

○教習指導員審査の実施	(警察本部運転免許試験課) …………… 18
○認知機能検査員講習の実施	(警察本部運転免許試験課) …………… 19

告 示

福岡県告示第1533号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市福童字小塚3345番1及び3348番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市福童3345-1
赤坂 利正

福岡県告示第1534号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字原字堀田1417の1、1419、字奥畑1426の5から1426の8まで、1426の10から1426の12まで、1426の16、1426の17、1426の33、1426の39、1426の41、1426の46から1426の49まで、1426の59、1426の64、1426の69

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1535号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市舎利蔵字大久保1221の1、1223の2、1247、1253の1、1253の2、1852の2、1219の1・1245の1・1246の1・1256の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1872、字船ヶ谷1873の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

1872、字船ヶ谷1873の2（次の図に示す部分に限る。）、字大久保1221の1、1223の2、1247、1253の1、1253の2、1852の2、1219の1・1245の1・1246の1・1256の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1536号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市桑野字クスノキ196の4、字上石坂216の1、219の1、220の1、222の1、222の2、223、224

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1537号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字馬場木屋6418の1、6418の4、6418の9

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1538号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

八女市黒木町大淵字通り山180の1、字ミノヲ226の1、字惣見275の1から275の3まで、字牛ヶ迫358、389の2、393の1から393の3まで、394の2、424の1から424の3まで、431の1、432の1、432の2、438の3、441、443、445の1、456の2、459の1、460の1、字数取石465、470、481、字材木819、字古寺891の2、891の3、896の2、字竹原978の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1539号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字採銅所字長谷2781（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1540号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市泉河内字ヒエダ1921

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1541号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市浮羽町小塩字尻深1830の3

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1542号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉市江川字伏ノ元1686の5、1686の6、1703、1708の1、字下戸河内1763の2、1763の4
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1543号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
北九州市八幡西区大字畑字日尾55（次の図に示す部分に限る。）、字祖母ヶ谷1837・1838（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1544号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
嘉麻市嘉穂才田字ハセ2006、2034、字桑原2095の1、九郎原字八方2186
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1545号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡香春町大字鏡山字向山1923（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1546号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡川崎町大字安眞木字佛ヶ原239、283、285、288（次の図に示す部分に限る。）
）、字梶ヶ野292（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字梶ヶ野292・字佛ヶ原239・283・285（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、

期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1547号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市赤間3丁目237番1から237番3まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区則松一丁目7-15

株式会社ホンダカーズ北九州

代表取締役 梶谷 利徳

福岡県告示第1548号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、農業振興地域の指定（昭和45年12月福岡県告示第1143号）により指定した岡垣農業振興地域の区域を次のように変更するので、同条第2項において準用する同法第6条第5項の規定により公告する。

なお、その関係図面は、福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡県八幡農林事務所農山村・農業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

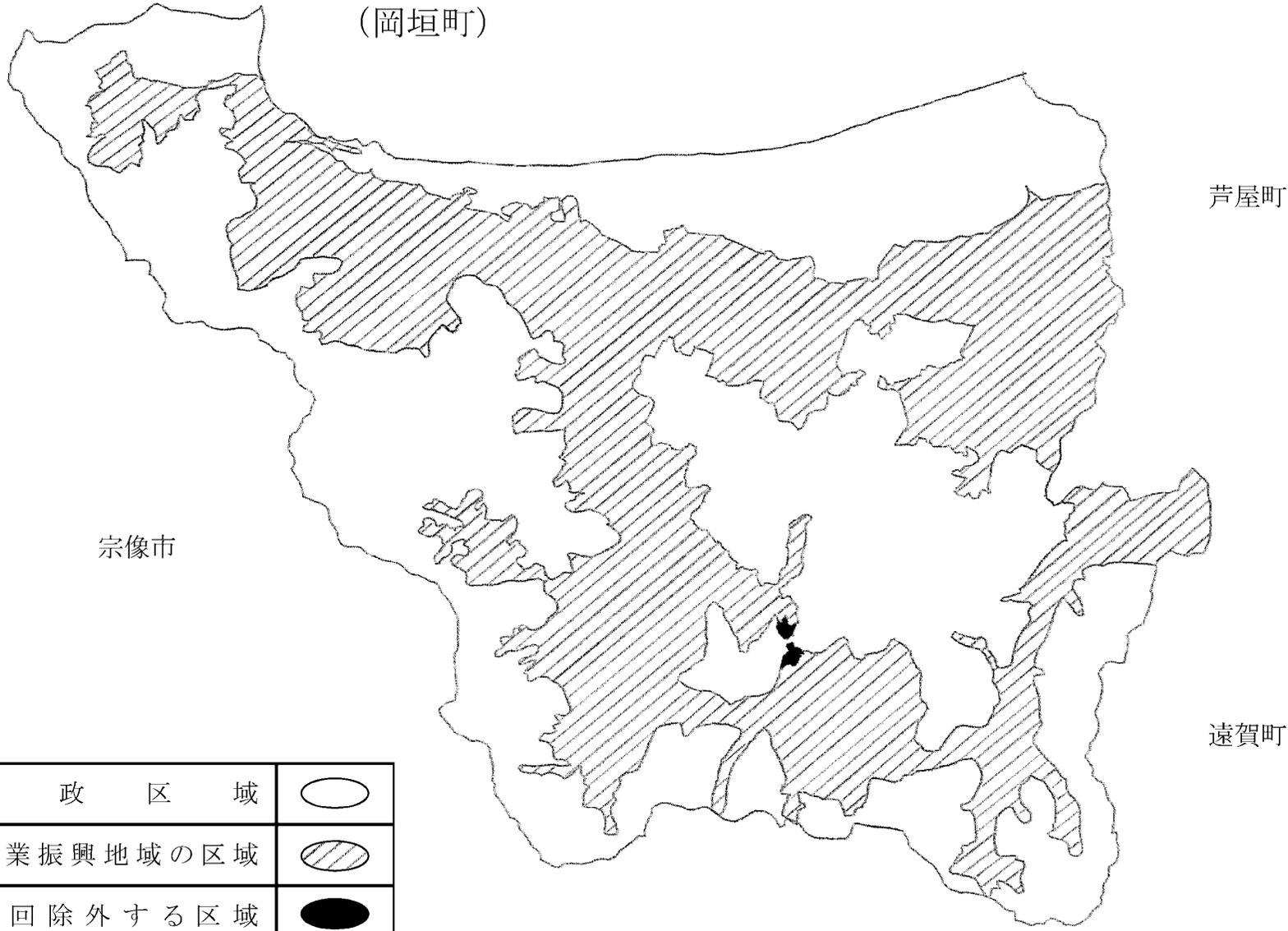
1 農業振興地域名

岡垣地域

2 変更後の農業振興地域の範囲

次の図面の斜線部分に該当する土地の区域

岡垣農業振興地域の区域を表示した図面 (岡垣町)



福岡県告示第1549号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、平成23年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	若松区 赤崎町・大字小石・小石本村町・小糸町・迫田町・棚田町・中畑町・上原町・下原町・原町・深町二丁目の各一部、宮前町、西小石町 小倉南区 沼南町一丁目の一部

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	若松区 赤崎町・大字小石・小石本村町・小糸町・迫田町・棚田町・中畑町・上原町・下原町・原町・深町二丁目・大字安屋の各一部、宮前町、西小石町 小倉南区 沼南町一丁目の一部

福岡県告示第1550号

漁業共済の加入区の設定（平成17年6月福岡県告示第1143号）の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令（昭和39年政令第293号）第9条第7項において準用する第7条第3項の規定により公示する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

表中

奈多加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧奈多漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業	を
-------	---------------------------------	--------------------------	---

奈多加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧奈多漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業	に
-------	---------------------------------	--------------------------	---

改める。

福岡県告示第1551号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年7月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡家族想の会

(2) 代表者の氏名

内川 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区若久4丁目8番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、経済的弱者やその他何かに困惑している国民に対して、その情報を吸い上げ、解決方法を導き出し、必要な人・物・情報を無償又は低価格で提供できる仕組み作りに関する事業を行い、広く公益に寄与することを目的とする。

。

福岡県告示第1552号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年8月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 A I P

(2) 代表者の氏名

本田 敬吉

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東1丁目17番1号 福岡県福岡東総合庁舎4階オフィス11

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高度情報化社会に必要なスキルを持ち国際的に通用する高度なIT人材を育成するための教育事業を実施することにより、社会におけるITの高度な活用を実現し、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1553号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年8月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人福岡県高齢者・障がい者支援機構

(2) 代表者の氏名

奥田 千恵美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市殿町11番37号

(4) 定款に記載された目的

(変更前)

この法人は、地域の高齢者・障がい者の方々及びその家族の方々の生活の質の向上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究・情報提供・支援事業を行い、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、手技療法（あんま指圧マッサージ・柔道整復・整体・カイロプラクティック等）の活用を通じ、地域の介護の質の向上及び生活の質の向上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究・情報提供・支援事業を行うことを目的とする。

公 告**公告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成23年9月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号

主たる営業所の所在地

代表者の氏名

許可番号

あしや住研工房	福岡県遠賀郡芦屋町大字芦屋 1209-1	森山 弘起	なし
---------	-------------------------	-------	----

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業の営業の全部

(2) 停止期間

平成23年9月26日から平成23年9月28日までの3日間

4 処分の原因となった事実

あしや住研工房は、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2に規定する軽微な建設工事の範囲を超える建設工事を請け負った。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年9月16日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成23年9月8日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社 山一ホーム	福岡県朝倉郡筑前町二 110-1	平山 栄次	平成18年11月13日福岡県知事許 可（般-18）第72034号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる業務の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

平成23年9月26日から平成23年10月24日までの29日間

4 処分の原因となった事実

株式会社山一ホームは、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項第2号の規定による特定建設業の許可を受けずに同号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。このことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

また、本件工事において、監理技術者を設置せず、施工体制台帳を作成しなかった。これらのことは、同法第28条第1項第2号に該当する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

受付期間 平成23年5月1日～5月31日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
みんなの党福岡県北部広域支部	矢田部 左近	山本 正彦	福岡市南区横手2-38-20	○	平成23年5月26日

(1 団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いで敏夫後援会	井手 敏夫	井手 真知子	みやま市瀬高町下庄1442-5	平成23年5月6日
今村桂子後援会	今村 桂子	今村 信行	糟屋郡須恵町上須恵1125-5	平成23年5月25日
えぐち徹後援会	芳野 尚敏	北村 愛美	飯塚市鯉田2525-28	平成23年5月13日
かとうよりこ後援会	花等 順子	花等 順子	三井郡大刀洗町本郷3240-6	平成23年5月23日
黒木のりかつ後援会	黒木 徳勝	安丸 鎖	三井郡大刀洗町大字山隈2103-3	平成23年5月9日
ごとう晴一後援会	後藤 晴一	後藤 千代子	三井郡大刀洗町大字鶴木1433-18	平成23年5月17日
せぐちけん後援会	木下 弥生	瀬口 康子	みやま市高田町岩津250	平成23年5月18日

(7 団体)

法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
秀明会	宮内 秀樹	中野 敦史	福岡市東区三苦2-2-5-102	衆議院議員	平成23年5月24日

(1 団体)

法19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月
秀明会	宮内 秀樹	中野 敦史	福岡市東区三苦2-2-5-102	宮内 秀樹	衆議院議員	平成23年5月24日

(1 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第106号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から

届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成23年5月1日～5月31日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
公明党筑紫総支部	会計責任者	岩切 幹 嘉	清水 章 一	平成23年5月26日	平成23年5月27日
公明党福岡県本部	代表者	木庭 健 太郎	弘 友 和 夫	平成23年5月14日	平成23年5月27日
	会計責任者	浜崎 達 也	森 下 博 司		
公明党福岡総支部	会計責任者	楠 正 信	新開 昌 彦	平成23年5月26日	平成23年5月27日
国民新党参議院福岡県第一支部	主たる事務所の所在地	福岡市中央区荒戸3-6-36西公園ハイツ201	福岡市中央区大手門2-6-21	平成23年1月1日	平成23年5月24日
自由民主党飯塚支部	会計責任者	村岡 康 隆	竹下 豊 憲	平成23年5月10日	平成23年5月17日
自由民主党福岡県北九州市八幡西区第八支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区藤田1-4-8	北九州市八幡西区藤田1-5-21	平成23年5月10日	平成23年5月12日
自由民主党福岡県衆議院支部	会計責任者	西村 俊 隆	武藤 英 治	平成23年5月30日	平成23年5月30日
自由民主党福岡県新環境創造の会支部	会計責任者	石丸 昭 久	野田 正 勝	平成23年4月27日	平成23年5月16日
自由民主党福岡県ふるさと振興支部	国会議員関係政治団体の区分	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成23年3月31日	平成23年5月12日
	公職の種類	参議院議員			
みんなの党福岡県第10区支部	公職の種類	衆議院議員	参議院議員	平成23年4月22日	平成23年5月30日
みんなの党福岡市議会第7支部	主たる事務所の所在地	福岡市西区姪の浜2-3-11-603	福岡市西区姪の浜2-12-5第一伊東ビル1F	平成23年4月28日	平成23年5月6日

(11団体)

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
石橋せいごう後援会	代表者	市野 四 美	貞 莉 寛	平成23年4月1日	平成23年5月20日
井上修後援会	代表者	重松 靖 男	加藤 隆	平成23年5月26日	平成23年5月26日
榎本博後援会	政治団体の名称	榎本博後援会	あすの福津市を考える市民の会榎本博後援会	平成23年5月11日	平成23年5月11日
	主たる事務所の所在地	福津市若木台2-18-5	福津市花見が丘3-16-9		
大楠英志後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡篠栗町萩尾180-4	糟屋郡篠栗町高田362-5	平成23年5月6日	平成23年5月11日

大森一馬後援会	会計責任者	大森基史	富田浩三郎	平成23年5月13日	平成23年5月13日
緒方林太郎後援会	会計責任者	大塚絹子	田中博文	平成23年5月27日	平成23年5月27日
奥村直樹後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区大字猿喰572-7	北九州市門司区東門司1-13-17-2F	平成23年4月1日	平成23年5月12日
キャプテン@九州	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区守恒本町2-1-6-123	春日市紅葉ヶ丘東1-8	平成23年5月22日	平成23年5月27日
	代表者	森浩明	藤井俊雄		
桐島誠後援会	会計責任者の氏名	寺田洋子	柴田洋子	平成23年5月19日	平成23年5月19日
近代政策研究会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区荒戸3-6-36西公園ハイツ201	福岡市中央区大手門2丁目6-21ヌーヴェル大手門	平成23年1月1日	平成23年5月24日
元気な福岡をつくる会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区浄水通1-2-303	福岡市中央区今泉2-1-15-101	平成23年5月20日	平成23年5月26日
小池ひろもと後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡粕屋町原町2-5-6	糟屋郡粕屋町大字原町2	平成23年5月20日	平成23年5月20日
神崎聡後援会	主たる事務所の所在地	田川郡添田町大字庄942-7	田川郡添田町大字添田1417	平成23年5月16日	平成23年5月16日
こうの敏昭後援会	主たる事務所の所在地	直方市知古1-2-16	直方市津田町1-29	平成23年5月6日	平成23年5月6日
剛友会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区荒戸3-6-36西公園ハイツ201	福岡市中央区大手門2丁目6-21ヌーヴェル大手門	平成23年1月1日	平成23年5月24日
こんどう雅幸後援会	主たる事務所の所在地	八女市川犬1012-6	八女市本村425-96	平成23年5月1日	平成23年5月6日
迫静吾後援会	代表者	山本勝己	中島勝海	平成22年11月7日	平成23年5月30日
勝山会	主たる事務所の所在地	宗像市武丸1955-3	宗像市東郷2丁目1-43桜井ビル201号	平成23年4月30日	平成23年5月6日
高橋征司後援会	主たる事務所の所在地	筑紫野市天拝坂2-6-22	筑紫野市天拝坂1-14-3	平成23年5月6日	平成23年5月9日
筑豊民族協議会	代表者	原義文	奥田豊将	平成23年5月30日	平成23年5月30日
てらしま浩幸後援会	主たる事務所の所在地	福岡市西区姪の浜2-3-11-603	福岡市西区姪の浜2-12-5第一伊東ビル1F	平成23年4月28日	平成23年5月6日
中島まさひろ後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区薬院1-12-30(株)トーマイ内	福岡市中央区薬院2-17-2F	平成23年5月1日	平成23年5月6日
福岡県商工政治連盟桂川町支部	会計責任者	中嶋政信	青柳紘	平成22年6月1日	平成23年5月11日
福岡県商工政治連盟古賀市支部	会計責任者	福永保真	武祐一	平成23年5月25日	平成23年5月25日
福岡県鍼灸マッサージ師連盟	代表者	要信義	末永泰行	平成23年5月16日	平成23年5月19日
福岡県農政連糸島支部	会計責任者	山本種美	古川美憲	平成23年4月30日	平成23年5月31日
福岡県農政連柳川支部	会計責任者	古賀慶志郎	目野英典	平成23年5月31日	平成23年5月31日
ふくおか市民政治ネットワーク・北九州	会計責任者	水野美由紀	敷田信代	平成23年5月14日	平成23年5月16日
福岡政経研究会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区荒戸3-6-36西公園ハイツ201	福岡市中央区大手門2丁目6-21ヌーヴェル大手門	平成23年1月1日	平成23年5月24日

ふくおかFUNクラブ	主たる事務所の所在地	福岡市中央区浄水通1-2-303	福岡市中央区今泉2-1-15-101	平成23年5月20日	平成23年5月26日
本田光後援会	代表者	池田公彦	村上信男	平成23年5月13日	平成23年5月13日
山田勝智後援会	主たる事務所の所在地	宗像市吉留3640-6	宗像市東郷2丁目1-43桜井ビル201号	平成23年4月30日	平成23年5月6日
山本まりと“住みたいまち”をつくる会	会計責任者	水野美由紀	敷田信代	平成23年5月14日	平成23年5月16日
吉武邦彦後援会	主たる事務所の所在地	宗像市田熊4-4-35力丸ビル101号	宗像市神湊651-1	平成23年5月5日	平成23年5月11日
	会計責任者	石橋全			
吉田ひろし後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区浄水通1-2-303	福岡市中央区今泉2-1-15-101	平成23年5月20日	平成23年5月26日
吉村剛太郎後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区荒戸3-6-36西公園ハイツ201	福岡市中央区大手門2丁目6-21ヌーヴェル大手門	平成23年1月1日	平成23年5月24日

(36団体)

(3) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
福岡県商工政治連盟みやこ町支部	会計責任者	浦山公明	石橋砂男	平成23年5月25日	平成23年5月30日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第107号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成23年9月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成23年5月1日～5月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党福岡県大牟田市・三池郡第一支部	平成23年5月6日	平成23年5月6日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
麻生渡後援会	平成23年5月16日	平成23年5月24日
荒牧基三後援会	平成23年5月2日	平成23年5月2日
アンビシヤス春日	平成23年4月30日	平成23年5月13日
市津広海後援会	平成23年5月23日	平成23年5月23日
今村桂子後援会	平成23年5月25日	平成23年5月25日
えぐち徹後援会	平成23年5月12日	平成23年5月13日
大森哲也後援会	平成23年5月25日	平成23年5月30日
尾木ひさとし後援会	平成23年5月26日	平成23年5月26日
柿野正喜後援会	平成23年5月1日	平成23年5月16日
かとうよりこ後援会	平成23年3月1日	平成23年5月23日
北原勝後援会	平成23年5月16日	平成23年5月18日

奥村直樹	北九州市議会議員	奥村直樹後援会	主たる事務所の所在地	北九州市門司区猿喰572-7	北九州市門司区東門司1-13-17-2F	平成23年4月1日	平成23年5月19日
神崎聡	福岡県議会議員	神崎聡後援会	主たる事務所の所在地	田川郡添田町大字庄942-7	田川郡添田町大字添田1417	平成23年5月16日	平成23年5月16日
向野敏昭	直方市長	こうの敏昭後援会	主たる事務所の所在地	直方市知古1-2-16	直方市津田町1-29	平成23年5月6日	平成23年5月6日
寺島浩幸	福岡市議会議員	てらしま浩幸後援会	主たる事務所の所在地	福岡市西区姪の浜2-3-11-603	福岡市西区姪の浜2-12-5第一伊東ビル1F	平成23年4月28日	平成23年5月6日
山田勝智	福岡県議会議員	山田勝智後援会	主たる事務所の所在地	宗像市吉留3640-6	宗像市東郷2丁目1-43桜井ビル201号	平成23年4月30日	平成23年5月6日
吉田宏	福岡市長	吉田ひろし後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区浄水通1-2-303	福岡市中央区今泉2-1-15-101	平成23年5月20日	平成23年5月26日
吉武邦彦	福岡県議会議員	吉武邦彦後援会	主たる事務所の所在地	宗像市神湊651-1	宗像市東郷2-1-1	平成23年4月7日	平成23年5月11日
				宗像市田熊4-4-35力丸ビル101号	宗像市神湊651-1	平成23年5月5日	

(8団体)

福岡県選挙管理委員会告示第110号

平成23年9月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成23年5月1日～5月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
大森哲也	福岡市議会議員	大森哲也後援会	大森哲也	平成23年5月25日	平成23年5月30日
尾木久俊	香春町議会議員	尾木ひさとし後援会	尾木久俊	平成23年5月26日	平成23年5月26日
久保浩	福岡市議会議員	浩友会	久保浩	平成23年5月30日	平成23年5月30日
佐藤操	大川市議会議員	佐藤操後援会	佐藤操	平成23年5月1日	平成23年5月18日
中村武彦	大川市議会議員	中村武彦後援会	中村武彦	平成23年5月20日	平成23年5月23日
日野喜美男	福岡県議会議員	日野喜美男後援会	日野喜美男	平成23年4月30日	平成23年5月9日

(6団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第241号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成23年9月16日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

道路交通法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引第二種免許を除く。

3 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成23年10月18日（火曜日） 午前9時00分～午後3時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成23年10月19日（水曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル 福岡県指定自動車学校協会
平成23年10月24日（月曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	大野城市山田3丁目12番1号 西鉄自動車学校
平成23年10月25日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	みやま市瀬高町大字長田3539番地4 瀬高自動車学校

4 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）を複写したものと及び次の表に掲げる審査手数料を添えて、福岡県警察本部交通部運転免許試験課へ提出す

ること。

審査に係る運転免許の種類	審査手数料の額
大型免許及び中型免許	15,650円
普通免許	12,150円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引免許	9,500円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	13,300円

イ 審査細目の一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年10月7日（金曜日）までの（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年10月7日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

5 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれ

かに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

- (5) 審査手続、審査手数料及びその他の問い合わせは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畑4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

福岡県公安委員会告示第245号

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）第29条の2第1項に規定する認知機能検査員講習を実施するので、同条第3項の規定に基づき、次のように公示する。

平成23年9月16日

福岡県公安委員会

- 講習の種別
認知機能検査員講習
- 受講対象者
25歳以上の者であって、認知機能検査員講習の受講を希望するもの
- 講習の日時等

講習日	時間	対象者
平成23年10月15日（土）	午前9時00分～午後4時00分	一般受講者
	午後1時00分～午後4時00分	一部免除者

備考 一部免除者とは、平成21年4月から平成22年3月までの間に自動車安全運転センターにおいて、新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修、又は高齢者講習指導員研修を修了した者、若しくは「認知機能検査の導入等に伴う補充講習の実施について」（平成21年7月24日付、警察庁交通局運転免許課長名）により高齢者講習指導員補充講習を修了した者、「改正道路交通法の施行に向けた高齢者講習指導員に対する研修の実施について」（平成20年8月18日

付、警察庁丁運発第128号）により伝達補充講習を修了した者をいう。

- 講習の場所
福岡市南区花畑四丁目7番1号 福岡県警察本部交通部運転免許試験課
福岡自動車運転免許試験場（以下、「福岡試験場」という。）
- 時間割、講習項目等

- (1) 一般受講者

時間割	講習項目	講習内容	時間（分）
9:00 10:00	高齢者と認知症の実態及び基礎理論	① 認知症の実態と認知症に関する基礎理論 ② 認知症の症状と対応要領	DVDによる座学講習 90
10:30 10:50	休憩		20
10:50 11:50	高齢運転者対策の概要	① 運転免許保有者の状況 ② 交通事故発生状況 ③ 認知機能検査の概要 ④ 認知機能検査の結果に基づく高齢者講習 ⑤ 臨時適性検査の実施 ⑥ 申請による免許取消制度 ⑦ 運転経歴証明書制度	講義 60
11:50 13:00	休憩		70
13:00 16:00	認知機能検査の実施方法	① 認知機能検査の実施要領 ② 検査結果の採点基準 ③ 検査結果の伝達方法 ④ 認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング） ⑤ 質疑応答及び終了書交付	実技 180
講習時間（休憩時間を除く。）			330 (5.5時間)

- (2) 一部免除者

時間割	講習項目	講習内容	時間（分）
-----	------	------	-------

13:00 16:00	認知機能検査 の実施方法	① 認知機能検査の実施要領 ② 検査結果の採点基準 ③ 検査結果の伝達方法 ④ 認知機能検査の模擬実施 (ロールプレイング) ⑤ 質疑応答及び終了書交付	実 技	180
講習時間				180 (3時間)

6 講習手数料

- (1) 一般受講者 3,850円
- (2) 一部免除者 2,100円

7 受講予約、申請手続等

(1) 受講予約

受講希望者は、告示の日から平成23年10月5日（水曜日）までの期間に

- 住所
- 氏名
- 生年月日（年齢）
- 連絡先電話番号
- 受講種別（一般又は一部免除）

を明記の上、

〒811-1392 福岡市南区花畑四丁目7番1号

福岡県警察本部交通部運転免許試験課講習指導係

（以下「担当係」という。）

F A X 番号 092-566-2737

宛て、文書の提出又はF A Xによる送信若しくは郵送により、受講の予約を行うものとする（電話による予約はできない。）。

なお、文書の提出又はF A Xによる予約については、前記期間内（福岡県の休日 を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前 8時30分から午後5時15分までとし、郵送については、当日消印まで有効とする。

(2) 受講申請手続

受講申請は、福岡県道路交通法施行細則第29条の2第1項の「認知機能検査員講習申出書」（以下、「申出書」という。）に、受講種別に応じた手数料額の福岡県領収証紙（以下「証紙」という。）を貼付の上、講習開始前までに福岡県公安委員会（担当係員）へ提出するものとする。

なお、申出書受理後は、理由の如何を問わず手数料の返還は行わず、領収証の発行は、別に定める「終了証」の交付をもって代えるものとする。

8 その他

- (1) 講習を受講する者は、会場において講習開始30分前までに受講申出手続を行うものとする。
- (2) 講習手数料は、証紙により納付する必要があるため、受講者の責任において事前に購入の上、準備するものとする（証紙のない申出書は、受け付けることができない。）。
- (3) 福岡試験場は、受講日当日は閉庁日のため、会場において証紙の購入はできないことから、領収証が必要な受講者は、証紙購入時にその発行を申し出るなど、必要な措置を講じるものとする。
- (4) 申出書の住所、氏名及び生年月日については、戸籍上のものを楷書で正しく丁寧に記載するものとし、略字及び略号は、用いてはならないものとする。
- (5) 講習を終了した者については、別に定める「終了証」を交付するものとする。
- (6) 講習手続その他の問い合わせは、電話により担当係に対して行うものとする。

担当係電話番号	092-565-9493（内線213）
---------	---------------------